

令和6年度（2024年度）金沢大学法科大学院 入学試験問題

【B日程入試】法律専門科目試験

商法 出題の意図

問題1

発起人の開業準備行為（財産引受）についての基本的理解を確認する問題である。本件事業譲渡契約は財産引受到に当たるところ、会社法28条2号の立法趣旨からすれば、会社設立自体に必要な行為のほかは、発起人において開業準備行為といえどもこれをなしえず、原始定款に記載されその他厳重な法定要件を充たした財産引受のみが例外的に許容されると解するのが判例の立場である（最判昭和38・12・24民集17巻12号1744頁）。その法定要件を充たさない財産引受の効果については、判例によれば無効となるのに対し（最判昭和28・12・3民集7巻12号1299頁）、通説によれば発起人が設立中の会社の機関として無権代理行為になると解されている。

上記理論構成如何によって、A社は、D社に対しては本件契約の追認の可否、追認ができないのであれば、不当利得返還請求により代金相当額を回収できるかが問題となる。Bに対しては、民法117条類推適用の可否と会社法53条2項の適用が問題となる。

問題2

判例によると、会社法429条1項の責任の性質は株式会社が経済社会において占める地位と取締役の職務の重要性のゆえに、第三者を保護するために定められた特別の法定責任（法定責任説）であるとされている（最大判昭和44・11・26民集23巻11号2150頁）。そしてここに含まれる損害とは、直接損害のみならず間接損害も含まれると考えられ、民法709条の責任との競合も認められている。